

令和6年度～15年度 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(案)についての意見の概要と市の考え方

該当箇所	番号	意見の概要	市の考え方	市の対応	
共通編	1～2 ページ	1	「計画策定の背景」について、誰をターゲットにした資料か分からず読み方に困った。3ページ目 第2項 計画策定の目的を共通編のはじめに記載、策定に至った経緯、背景の一部(国:「循環型社会」、世界:SDGs・カーボンニュートラル、愛知県:県民の自主的な環境配慮行動、プラスチック…世界:消費を減らす 日本:循環促進)に絞ったほうが良いのではないかと。	表現、レイアウト等を見直し、読みやすくなるよう検討いたします。	A
	1～13 ページ	2	非常に長く難解であった。直近5年間の変化内容が本編に関連する一部にとどめ、毎回記載するルールや計画、本計画書の位置づけの表、法律名、推移の表・図等は、後編に付表等を設けて移動。高齢化の情報はあってもいいと思うが、男女別等細かい割合の表は付表で十分だと思う。3ページぐらい共通編を読んだ後には、本編に入りたいと感じた。	本計画は10年計画であるため、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」に共通する基礎的な資料を共通編に詳しく記載しております。	B
	3 ページ	3	本計画の改定は、「瀬戸市環境衛生審議会」での審議を経て策定されたとあるが、何回開催されたのか。ごみ処理基本計画編 第1章 ごみ処理の現状と課題 第4節 ごみ処理の現状評価 第1項 前計画の取り組み状況及び第2項 前計画の目標達成状況の審議は、何回目に行われたのか教えて欲しい。	瀬戸市環境衛生審議会における本計画に係る審議につきましては、令和6年1月末時点で5回実施しました。なお、ご意見いただきました項目の審議につきましては、令和5年度第1、2及び3回目の審議会でを行いました。	B
ごみ処理基本計画編	14 ページ	4	「ごみ処理の実績」について、現状、課題、実績が混在しており、理解が難しい。5年間以内の変化点は実績、ルール、ゴミ制度は現状、問題点は課題に分けてもらえると助かる。また、実績には燃えないごみ・粗大ごみを予約して実際に捨てられた日数、日数目安値(市としての目標)の情報が欲しい。	「ごみ処理の実績」につきましては、ごみの分別区分と排出及び収集方法の実績のみを記載しています。また、本計画は、一般廃棄物の適正処理・処分に係る基本的な方針を定めたものとなりますので、詳細な数値等は、毎年発行する「清掃事業の概要」をはじめとする資料の中でお知らせしてまいります。なお、燃えないごみ・粗大ごみが捨てられる日数につきましては、市の目安を設けておりません。	B

18 ページ	5	「資源化施設の概要」について、剪定枝等及び羽毛布団の拠点回収を瀬戸市クリーンセンターでも行っているのに記載されていない。	瀬戸市クリーンセンターはし尿処理施設となりますが、剪定枝等の受入れが可能な広さを有することから、試験的に回収拠点としている現状がございます。瀬戸市クリーンセンターは資源化施設ではないため、本計画では記載しておりません。なお、同様の理由で、小型家電の回収拠点である支所等も記載しておりません。	B
19 ページ	6	「ごみ排出量、処理量及び資源化の状況」について、プラスチック製容器包装の収集が遅れた要因を教えてください。長久手市・尾張旭市はそれ以前に行っている。	プラスチック製容器包装の資源化につきましては、平成 26～令和5年度一般廃棄物処理基本計画において、資源回収品目拡充の施策として位置付けており、計画に記載したごみ減量施策に優先順位を付けて取り組んできた結果、令和4年 10 月からの開始となりました。	B
19 ページ	7	「ごみ排出量の実績」を見ると、第3節 家庭系ごみ量は10年間で11%減であるが、逆に事業系ごみは12%増えている。瀬戸市として、どのような対応をとったか教えてください。	これまでの対応につきましては、「第1章：ごみ処理の現状と課題 第4節：ごみ処理の現状評価 第1項 前計画の取り組み状況」のうち「基本方針 意識向上・協働 市民・事業者への情報提供 事業者団体との協働」に記載のとおりです。	B
19 ページ	8	「ごみ排出量の実績」を見ると、第3節 家庭系ごみ量は10年間で11%減であるが、逆に事業系ごみは12%増えている。瀬戸市として、今後どのような対応をするのか。	今後の対応につきましては、「第3章：ごみ処理基本計画 第5節：目標達成に向けた施策 基本方針3 適正処理体制の確保 施策 I 事業系一般廃棄物の適正処理の推進」に記載のとおりです。	B

22 ページ	9	(3)資源化の状況について、家庭系と事業系を分けるべき。それぞれの現状を把握しないと適切な対策を作ることができない。	焼却施設及び粗大ごみ処理施設で処理を行う事業系ごみは、一般廃棄物(生ごみ等)のみとなりますので、基本的には、処分の際に資源化できるものは含まれていないと認識しております。「資源物」が家庭から排出されたものと分かるように、表現を検討いたします。また、事業者が直接資源化を行う資源物につきましては、廃棄物を排出する事業者の責任において資源化を行っているため、市が資源化量等の状況を把握することが困難であり、本計画には記載しておりません。	A
22 ページ	10	「市で取り扱わないごみ」について、転入時にプラントの土の廃棄ができず相談したところ、土は市では捨てられないとのことで市内の許可業者の一覧表の情報を提示されたが、紹介業者はどれも当てはまらず、ネットで調べて小プラント1 個 5000 円の請求を経験した。可能であれば、一覧表の提示ではなく業者を紹介して欲しい。不可能で市民が調べるとしても、結果をヒアリングして、同じ廃棄で困る人の割合を減らす活動をして欲しい。分別リストも市民から問い合わせがあれば追記し、分別表を育てる仕組みを作って欲しい。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策 I-①ごみ分別に係る積極的な情報発信」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C
23 ページ	11	「ごみ組成調査結果」について、家庭系と明記すべき。事業系は別であることを明記しないと正しい情報にならない。	ご指摘を受け、家庭系であることが分かるように表現を見直します。	A
23 ページ	12	ごみ組成調査の結果は理解できたが、今後は現状維持で良いのか、どうしていくべきと考えているのかが分からない。対策不要であれば、本編に記載不要ではないか。付表で十分だと思う。	「第1章:ごみ処理の現状と課題 第5節:今後のごみ処理の課題」に記載のとおり、ごみ組成調査の結果を基に、前計画における課題を抽出しました。	B
26 ページ	13	「ごみ処理経費」について、「家庭系」「事業系」「合計」に分けて記載すべき。ごみ処理経費の責任分担が不明瞭になる。	事業系ごみにつきましては、廃棄物を排出する事業者の責任において処理・処分を行っているため、市は事業系ごみの処理経費を支出しておりません。そのことが分かるように、注記を追加します。	A

27 ページ	14	<p>「前計画の施策の実施状況」について、「各町内会の衛生委員を対象とした勉強会や自治会と協働した説明会を実施したほか」とあるが、衛生委員に委嘱状を渡す会合はあったが、衛生委員として何をするのかという会合はなかったようだ(水南連区)。取り組みのあった自治連合会は、何連合自治会か教えて欲しい。</p>	<p>衛生委員委嘱式では、町内の環境衛生促進のために、衛生委員の皆さまにご協力いただきたい具体的な内容について説明しています。なお、市内20連区のうち、水南連区を含む19連区では職員による説明、1連区は資料提供により、衛生委員の役割を説明しております。</p>	B
27 ページ	15	<p>表1-12(1) 前計画の施策の実施状況について、情報提供に対し工夫・努力された点は伝わった。次期はそれを受けての市民意見、活用状況を収集し、へらせつとサイトの分別の情報に追記し、市民から捨てられないものの廃棄方法を追記し育て、ごみ捨てで悩む市民を減らす改善等に繋げてもらいたい。また、市政だよりや紙冊子、地域回覧板、市内の企業チラシなどの配布は、ゴミの減量に反するのではないかと？次はホームページやLINE等の電子版で良い人に紙を配布しない仕組み、条例制定の提案、市内の手続きの電子化につなげて欲しいと思う。ご年配の方には難しい方もおりゼロにはならないと思うが、紙以外で情報発信ができる仕組みを検討して欲しい。</p>	<p>ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策I-①ごみ分別に係る積極的な情報発信」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。</p>	C
27ページ	16	<p>「前計画の実施状況」について、事業系ごみの削減に向けて、事業者団体との協働と記載があるが、商工会議所を通じた啓発チラシの配布が主で実施したといえるのか。前計画では、10年間で12%ごみ排出量が増えている。これで実施したといえるのか疑問を持った。根拠を教えてください。</p>	<p>表1-12 の下部に実施状況の評価の基準を記載しており、協働という観点からは一緒に取り組んでいるので、施策を実施した項目については「○」と記載をしています。なお、事業系ごみの削減については重要な課題であると受け止めており、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針3 適正処理体制の確保 施策I 事業系一般廃棄物の敵節処理の推進」の中で、引き続き、事業活動の活性化とごみ減量との両立に向けた取り組みを進めてまいります。</p>	B

28 ページ	17	「前計画の実施状況」について、ごみ減量化容器などの補助金交付を開始したとあるが、電動処理機、コンポストなどの交付実績が記載されていない。市民に対し、実施した施策の状況を知らせることが少ないため、市民の関心を引く啓発を心掛けて欲しい。	本計画は、一般廃棄物の適正処理・処分に係る基本的な方針を定めたものとなりますので、個別の施策に係る詳細な数値につきましては、毎年発行する「清掃事業の概要」をはじめとする資料の中で公表しています。	B
28 ページ	18	前計画では、地域における大型生ごみ処理機貸与などの検討が未実施となっている。今計画では、小学校等で家庭菜園を実施しているところで行って欲しい。市立の保育園の多くは、園内は秋に玉ネギ、春にサツマイモなどを作っているようである。小さい時から「食」の大切さを肌で感じる事が、成長段階で良い結果に繋がると思う。	前計画では、小学校への生ごみ処理機の導入を検討しましたが、臭いや感染症の課題もあり、実現には至りませんでした。生ごみの処理につきましては、生ごみ処理機の使用に限らず、様々な発生抑制の視点を盛り込んだ取り組みを進めることが必要だと考えます。	D
28 ページ	19	ミックスペーパーの回収が予想を超えて進んでいることは、行政の働きの影響もあったと思う。日本製紙連合会が発表した資料によると、紙に一番多く使われているのは、「木」でなく使用済みの新聞紙や雑誌、段ボールなどの「古紙」とのこと。その割合は、原料全体の60%以上。「古紙」利用率が年々高まって、1990年の51%が2022年には66%に向上している。まだまだ、燃えるごみに「古紙」が入っているので、市民に届くような宣伝を願う。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅰ 資源物分別ルールの徹底」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C
28 ページ	20	資源回収機能の充実は、回収機能の拠点がリサイクルセンターになっているが、瀬戸市の広大な面積(尾張旭市の約4倍)では、市民に相当な負担がかかっている。「車でなければ運べない」、「距離が相当ある」、そして「出したときにせれば」など、出しやすい場所があれば資源物が多くなると思うので、小牧市、稲沢市などの資源置場が充実しているところを参考に検討して欲しい。今計画では、高齢者等の負担軽減として資源置場を考えているように見えるが、他市では、「ごみや資源物」の場所を増やして運搬するのが行政の仕事だという自治体が増えてきていると思う。他の市・町では、公園(市が管理する)や駐車場(公の場所の)等を利用して回収場所の確保等をしているので検討して欲しい。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅱ あらゆる資源回収機会の活用」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C

30 ページ	21	<p>「家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量の推移」が令和元年度から減少傾向にあるのは、「ごみ非常事態宣言」とし、市が市民との対話を重視したところから始まったと思う。その後、ごみ処理費用の有料化について説明会が行われ、その方針を決めるためのパブリックコメントが実施されたが、今までにないほど多くの市民が参加し、市民の減量化への足が出始めたと思っている。本計画では、こうした市民の動きがリアルに描かれていない目標達成状況になっているが、総括に対してどのような視点で検討したのか、教えて欲しい。</p>	<p>家庭ごみの排出量は、施策の実施状況だけではなく、人口、世帯数、コロナ禍等の様々な社会情勢によっても大きく影響を受けるものと認識しており、本計画では実施した施策と実績数値を整理し記載しています。「第1章：ごみ処理の現状と課題 第4節：ごみ処理の現状評価 第2項 前計画の目標達成状況」では、目標値に対する実績値を示しており、施策の実施状況は、「第1章：ごみ処理の現状と課題 第4節：ごみ処理の現状評価 第1項 前計画の取り組み状況」で示しています。</p>	B
30 ページ	22	<p>令和4年度の資源物排出量は、平成24年度から2,210トン減り、27%の削減になっている。これには、市が収集した以外のスーパーマーケット等の店舗、民間の資源回収ステーション、新聞販売店や子供会などの各種団体の回収実績値が反映されていないため、減少という数値になっていると思われるので、数値の把握と計上を検討して欲しい。資源物回収が上手くいっていないように誤解され、市民の回収意欲に水を差すように思う。再点検と促進のための施策をお願いしたい。</p>	<p>資源物量には、新聞店及び子供会などの団体回収の実績は数値に計上しておりますが、店頭回収量及び民間の資源回収ステーションでの回収量は、他市から持ち込まれた資源物量も含まれるため計上しておりません。ご指摘のとおり、実際に市内で回収される資源物量は、計画の数値よりも多い可能性があることは認識しておりますが、総ごみ量を目標値としているため、瀬戸市の家庭から排出された資源物量のみを計上しております。なお、資源化率の向上につきましては、「第3章：ごみ処理基本計画 第5節：目標達成に向けた施策基本方針2 リサイクルの推進で掲げる施策」を進めることで向上を図ります。</p>	B
33 ページ	23	<p>「前計画目標値の達成状況」について、事業系ごみが減量どころか増加しているのので、次期計画は、「事業系の達成状況」を追加し、減量計画の進捗を把握することが必要ではないか。</p>	<p>「第3章：ごみ処理基本計画 第1節：計画の目標値」にて、事業系ごみ排出量を指標として追加し、把握してまいります。</p>	B

34 ページ	24	<p>「事業系ごみの発生抑制が必要」は、事業系ごみ平成24年度比約17%増のため、②のトップに記載すべきではないか。</p>	<p>事業系ごみは、経済活動の結果として増加が避けられない部分があることや、総ごみ量に対して占める割合が低いことを考慮し、排出抑制と資源化を併せて取り組むことが必要であると考えた表現としています。</p>	B
34 ページ	25	<p>「あらゆるプラスチック資源の有効活用が必要」に関するについて、市は、プラスチック製容器包装の収集方法の検討を市議会から提言されており、週1回収集の予算を計上したが、3か年事業計画から外され、今計画では実施の見通しが立っていないとのことである。必要な施策であれば計画に載せるべきだが、見当たらないのは不自然だ。今計画では、「新たに資源化できる体制を整備することが必要」と記載があるが、どうしてこうした経緯になったのか教えて欲しい。</p>	<p>プラスチック製容器包装の週1回収集につきましては、収集方法の他に、資源化品目の設定、処理方法、費用、資源物全体の収集運搬体制とのバランス等、様々な視点からの検討が必要であると認識しており、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅲ-①現在の資源回収体制の見直し 及び 施策Ⅲ-②「プラスチック資源」の分別収集の検討」に位置付けております。なお、プラスチック資源の有効活用に向けては、資源物の臨時拠点回収を実施する等により、回収の機会を増やす取り組みを進めてまいります。</p>	B
34 ページ	26	<p>「回収回数や集積場所をはじめとする収集運搬体制の見直しが必要となりますが、「費用対効果を踏まえ」、より安心・安全で効率的な収集運搬・処理体制を検討し、確保していくことが必要」との記載があるが、「費用対効果を踏まえて」が枕詞になり、検討を避けてきたのが、プラスチック製容器包装の資源収集を見れば明らかである。週1回収は、県下の54ある自治体の中で34の自治体を実施している。その結果、晴丘センターでのプラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素を、尾張旭市、長久手市よりも多く排出している。さらに、プラスチック製容器包装の収集を怠ったことにより資源化の遅れなどがあり、国や県下の自治体の平均値まで及んでいないのが現実である。「費用対効果」を近視眼的に説明して、大局的な見地から見通す認識不足を露呈した表現だと捉えている。週1回にすると市の試算では、8千3百万円が必要とされていますが、必要なものには予算を付けて欲しい。</p>	<p>ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅲ-①現在の資源回収体制の見直し 及び 施策Ⅲ-②「プラスチック資源」の分別収集の検討」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。なお、市の事業は、限られた予算の中で優先度を上げながら実施しております。今後も、法律や施策に沿った対応を進めながら、併せて国の施策やリサイクル技術の進展などの状況を注視し、柔軟に廃棄物処理方法を検討してまいります。</p>	C

34 ページ	27	③について、「○剪定枝等を出しやすくして資源として回収できるようにする」を追加して欲しい。資源として回収が始まったのに、依然として燃えるごみとして回収されているものがかなりの量ある。資源回収の周知、出しやすくするための収集運搬体制の見直しが必要である。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅲ 資源物取扱品目拡大に向けた検討」に位置付けて検討していきます。	B
35 ページ	28	コラムに掲載の数字について、最新の令和4年度の数字を記載し、正しい現状を記載すべき。令和4年度、瀬戸市 523g/人・日(当資料 P31)ではないのか。	出典元データである一般廃棄物処理実態調査の最新の公表数値が令和3年度であるため、その数値を用いています。また、出典元データで示す数字と本計画で算出した数字では、家庭ごみに含むごみの種類が異なっており、本計画で算出した数値との比較はできません。しかし、愛知県における市の状況を示すためのコラムとなりますので、数値に対する注意書きの表現を見直します。	A
36 ページ	29	行政の仕事は、「啓発」「情報発信」だけなのか。啓発に加えて、老朽化が進んでいる晴丘センターを考慮し、なるべく市民の負担を増やさずごみ減量、リサイクル率を上げる仕組みを考えたり、関連組織と相談したり、他県の事例を見ながら良いところを瀬戸市に組み込むなどが必要ではないか。市民のことを考え改善しているのであれば、もうひとつ「処理体制の整備」等の記載もあって良いのではないか。	ご指摘のとおり、市民の負担をできるだけ増やさないようなごみの適正処理・減量に向けた仕組み作りや啓発は、行政の役割だと考えており、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針3 適正処理体制の確保」として、近隣市町、産官学との交流の中で新しい情報を収集しており、今後もより良いごみ処理を進めるために柔軟に対応してまいります。	B
38 ページ	30	「計画の目標値」表3-1 ごみ処理に関する指標について、※1に記載がある数字の相違に関する詳細を追記すべきではないか。数値の根拠が不透明である。	ご指摘を受け、※1の表現を相違の詳細が分かるように修正します。	A
40 ページ	31	「目標達成のための基本的事項」【意識向上・啓発】「実感」の行頭に、「常に最新の正しい情報を詳細に更新・発信」を追加して欲しい。	情報の発信は、行政の役割と位置付けておりますので、ご指摘の内容は、行政の情報発信の説明に盛り込むように修正します。	A
40 ページ	32	②家庭系ごみ処理費用の有料化(適正負担)について、事業系ごみ処理費用の有料化を適正負担として実施すべき。	市内で発生する事業系ごみは、廃棄物を排出する事業者の責任において処理・処分を行っており、そこに掛	D

			かる費用も事業者が負担しておりますので、事業系ごみにつきましては、排出量に応じた処理費用の負担がすでに行われているものと考えます。	
40 ページ	33	家庭系ごみの処理費用の適正化(適正負担)有料化は、昨年4月の市長選の結果と6月定例議会の議決等により、昨年9月から値上げする事が凍結になった。有料化制度が導入されたが、市長の方針や議会の動向もあるため、この案件は、慎重にする事を求める。また、尾張旭市は有料化を検討したが、ごみ減量化が計画に近いところで推移していることから有料化を見送った。長久手市は、有料化の条例案を2回も準備したが、条例案を撤回し、ごみ減量の不十分な施策を充実させた上で、目標が達成しなければ有料化の検討を開始することになっている。そうした二市の状況を考えた対応をお願いしたい。	家庭系ごみ処理費用の有料化制度は、本市におけるごみ減量の意識を高める施策のひとつとして認識しております。家庭系ごみの減量及び資源化の状況を分析した上で、制度内容の見直しを図っていきます。	B
44 ページ	34	「ごみの発生抑制・資源化分別効果のイメージ」について、図の右端に事業系ごみの数値目標コメントを記載すべきではないか。また、表下の家庭系ごみ量の計算に、事業系ごみの計算を追加すべきではないか。	事業系ごみの数値目標に対するコメントの追加を検討します。なお、ご指摘いただきました年間の事業系ごみ量の算出方法は、資料編でお示ししており、44 ページより前の 38 ページで、事業系ごみ量の目標値を記載しております。38 ページに算出方法を資料編で記載している旨を追記し、「ごみの発生抑制・資源化分別効果のイメージ」では、説明は省略します。	A
46 ページ	35	第5節 目標達成に向けた施策 発生抑制の行動促進に、事業系ごみの発生抑制の行動促進を記載すべき。	事業系ごみに関する施策は、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針3 適正処理体制の確保 施策 I 事業系一般廃棄物の適正処理の推進」に位置付けて検討していきます。	B

46 ページ	36	「ごみを出さない消費行動の促進 くみみんなで実践」について、(事業者)に事業者自体が行う実践を記載すべき。また、(行政)に、事業系ごみへの減量啓発を記載すべき。	事業系ごみに関する施策は、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針3 適正処理体制の確保 施策Ⅰ 事業系一般廃棄物の適正処理の推進」に位置付けて検討していきます。	B
51 ページ	37	施策Ⅱ あらゆる資源回収機会の活用について、拠点回収は、瀬戸市資源リサイクルセンターと瀬戸市クリーンセンターで行っているという記載が適切ではないか。	ご指摘を受け、現状に合わせた表現に見直します。	A
52 ページ	38	「事業所と連携した資源回収の普及促進 くみみんなで実践」について、(事業者)に、既存の資源回収ステーションの設置・運営の周知実践を記載する。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅱ-③ 資源回収拠点の充実」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C
52 ページ	39	Ⅱ-③ 資源回収拠点の充実 くみみんなで実践 について、(事業者)に、既存の資源回収ステーションの設置・運営の周知実践を記載する。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅱ-③ 資源回収拠点の充実」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C
52 ページ	40	Ⅱ-③ 資源回収拠点の充実について、拠点回収は、瀬戸市資源リサイクルセンターと瀬戸市クリーンセンターで行っているという記載が適切ではないか。	ご指摘を受け、現状に合わせた表現に見直します。	A
52 ページ	41	「資源回収拠点の充実」について、民間の紙類・トレイ・ペットボトル等の回収場所が少し増えたが、品目が限られていたり、プラスチック製容器包装の回収は皆無だったりするので、第2・第3のリサイクルセンターの設置をお願いしたい。瀬戸市は面積も広く、最低でも3か所は欲しいところである。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅱ あらゆる資源回収機会の活用」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C

	53 ページ	42	「プラスチック資源」の分別収集の検討について、他市ではプラスチック製品の分別収集が始まっている。プラスチック製容器包装の回収と併せて、瀬戸市も早急に取り組むべきだ。もちろん、今のプラスチック製容器包装の回収も週1回にし、回収量を上げたい。スペースがなかったり、家族が多かったりで、プラごみを2週間家に置いておけない世帯がある。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅲ-①現在の資源回収体制の見直し及び施策Ⅲ-②「プラスチック資源」の分別収集の検討」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C
	55 ページ	43	「集積所の適正配置による市民サービスの向上」について、「集積所配置の検討や収集サービスの提供」と記載がある。団地やマンションなどでは、戸数による基準が示されており、検討でなく、基準を示しながら地域ごとに設けることを記載して欲しい。長期間空地のところ所有者の協力を得て集積所を設けることを、町内会と一緒に取り組めば成果が上がると思う。市の資源物集積所の数は、人口約8万人の尾張旭市の900ヶ所と同程度である。	既存の集積所の適正配置については、基準や先行事例に基づくのではなく、地域の事情(人口密度や広さ等)に応じた配置が必要であると考えます。なお、市内で宅地開発を行う際の基準を示した「瀬戸市宅地開発等に関する指導要綱」の中で、新たに宅地を開発する際の集積所の設置基準は示されています。	B
	55 ページ	44	「集積所の適正配置による市民サービスの向上」について、住民や地域の状況に合わせて集積所配置の検討や収集サービスを図るとあるが、人口密度に合った集積所の増設をお願いしたい。自治会任せでなく、市の方で調査をして、不足している所には市の方から自治会に働きかけて適正に配置して欲しい。町内に資源集積所が無いところもある。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針3 適正処理体制の確保 施策Ⅲ-①集積所の適正配置等による市民サービスの向上」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C
	—	45	前計画にあった「地域の実情にあった衛生委員などの活動の推進」は、今計画では、なぜ記載がないのか、経緯を教えて欲しい。前計画では、十分な活動ができなかったと評価されているが、私は昨年度町内の衛生委員であったが、資源物やごみ出しの時に集積所に出向き、「相談にみえる人」、「ごみ出しの仕方」などを伝えてきた。3年程度任期があれば、精通する人が増えて減量化に寄与すると思う。他市の状況を調査して検討して欲しい。	前計画で掲げた施策に取り組む中で、衛生委員の活動については、地域によってばらつきがあることが分かりました。現計画においては、衛生委員の活動を含めたあらゆる啓発が重要であると考え、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅰ-①ごみ分別に係る積極的な情報発信」に位置付けて検討していきます。	B
生活排	64 ページ	46	「前計画の目標達成状況」について、目標値の根拠・理由が分からず、なぜ改善が必要なのか分からない。このままだとどういった状況が起こるのか、深刻度が知りた	目標値の考え方については、前計画に記載をしております。生活排水処理率を高めることで、身近な生活環	B

水 処 理 基 本 計 画 編			い。	境の保全及び公衆衛生の向上につ ながるものと考えております。	
	64 ページ	47	課題は分かるが、実施事項は、5年間指導するだけなの か。何が問題で、進めるために何が課題なのか、市議会 で検討してもらおう等他の活動はないのか。	指導の他にも、未接続世帯の早期接 続に向けた広報啓発を行うため、計 画本文にその旨を追記いたします。	A
そ の 他	具体的な施 策についての 提案	48	学生、労働者(出勤・夜勤明け)等には、朝 15 分歩いて ゴミ捨ては不便。より増やしたい資源ゴミが、燃えるゴミよ り、捨てにくい状況であることは改善すべき。目指す姿の 意見としては、戸別収集(狭い道は軽収集車(各家庭→ 地域の集積場まで)も検討)→不可ならば、燃えるゴミと 同じ場所で資源も回収(プラスチックゴミの検討希望)→ 不可ならば、24 時間 or5 時～22 時までのゴミ収集施設 (3 市で合同・交代可)なども検討して欲しい。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ 処理基本計画 第5節:目標達成に 向けた施策 基本方針3 適正処理 体制の確保 施策Ⅲ-①集積所の適 正配置等による市民サービスの向 上」に係る具体的な取り組みを進め る際の参考にいたします。	C
		49	愛知県(県民の自主的な環境配慮行動(エコアクション) を促進)、瀬戸市方針も、市民・県民が行政指示に従い 分別、県・市が教育・啓発中心の方針と見える。循環型 社会に分別は必要だが、分別が増えるに連れて家庭の 負担も増加するのも確かであり、例えば、市民が 4 分別 ⇒処理施設で分別自動(AI 等)化でより高いリサイクル 率を目指す等も視野に入れ、研究を大学・企業、国、 県、他市と共同等で進めるような活動もして欲しい。活動 中ならば、苦戦している内容も実績に記載して欲しい。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ 処理基本計画 第5節:目標達成に 向けた施策 基本方針3 適正処理 体制の確保 施策Ⅴ 先進事例の情 報収集、調査、研究」に係る具体 的な取り組みを進める際の参考に いたします。	C
		50	燃えるごみ減量に生ごみ処理機は効果ありと想像してい るが、来年度以降も補助、リース等の家庭設置等を進め て欲しい。または、生ゴミ袋を新設、処理設備で生ゴミを まとめて処理する仕組みも検討してどうか。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ 処理基本計画 第5節:目標達成に 向けた施策 基本方針1 発生抑制 の行動促進 施策Ⅲ-②生ごみ減 量に取り組む家庭・地域への支援」 及び「基本方針3 適正処理体制の 確保 施策Ⅴ 先進事例の情報収 集、調査、研究」に係る具体的取 組みを進める際の参考にいたしま す。	C

51	<p>事業ゴミは費用がかかるが、分別4種。これは、回収業者側で分別していると推測している。家庭ゴミの複雑な分別、ゴミ捨てが難しい、時間を確保できないと感じている市民のために、各家庭が収集運搬許可業者と契約できる仕組み等も考慮して欲しい。例)市が許可業者決める→契約業者ごとのルールでゴミ出し戸別回収可。但し、月1万等。</p>	<p>廃棄物処理法では、「一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるように努める」ことが市町村に責務として規定されており、一時多量ごみや市が処理することができないごみは許可業者に依頼する運用となっています。ご指摘の方法は、現在の運用の中でも可能ですが、一般廃棄物の適正処理のためにも市の収集をご利用いただきたいと考えます。</p>	D
52	<p>市民の意見に関して、アンケートや地域町内会等でヒアリングし、多意見に対する市の見解や今後の活動等も発信して欲しい。また、市議会選挙時、市から立候補者に市民の多意見を開示し、マニフェスト等で回答がある(任意)と、自分の考え方に近い議員に投票が可能になり、参考になる。(廃棄物に限った話ではないですが)</p>	<p>環境課が実施した説明会やアンケートの結果につきましては、いただいたご意見、それに対する市の回答をホームページで公開しています。</p>	D
53	<p>戸別回収・燃えるゴミと同じ場所での資源回収、分別種類減の研究、設備投資等、改善のある、ごみ処理費用負担増(ごみ袋値上げ)は、可能性はありと考えております。各家庭で意見も様々と思いますが、意見として申し上げます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	D
54	<p>特に冬に多く使うカイロは、ごみに出し時にかさばり重たくなる。以前、テレビでカイロの中身で水をきれいにするという取り組みがあると聞いた。あま市では、公共施設に回収箱があり、瀬戸市もこういう箱があれば良いと思うので、検討して欲しい。</p>	<p>ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅲ 資源物取扱品目拡充に向けた検討」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。</p>	B

	55	<p>本計画からは、市は剪定枝等の資源化に前向きに取り組む姿勢がないように感じる。私の住む地域では、月曜日の燃えるごみ収集日に、山盛りの剪定枝が集積所に出されているのが日常であり、資源物として出しにくい。また、市ホームページから、剪定枝の出し方がなかなか出てこない。まず、周知されていない。資源として出せると分かっても、出し方がなかなか出てこない。何とかして欲しい。また、令和5年6月から11月まで予約回収し、何件の予約があったか、何トン回収したか等のデータ・考察・コスト面の問題等が何ひとつ公開されていないのはなぜか。これらを踏まえての次の計画のはずなので、データを公開して欲しい。</p>	<p>ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅰ 資源物分別ルールの徹底」に係る具体的な取り組みを進める際の参考とし、より見やすいホームページの作成を進めてまいります。なお、個別の施策に係る数値等につきましては、剪定枝等に限らず、市ホームページ等で公開してまいります。なお、剪定枝を含めたごみ・資源物の出し方については、全戸配布しました「家庭ごみの減量 分け方・出し方 ごみ分別辞書」でもお調べいただけますので、ご利用ください。</p>	C
	56	<p>「衛生委員制度」は、ボランティアの応募だけでは困難だと思うため、地域の自治連合会の推薦者を中心に研修が必要ではないか。また、活動した地域に、奨励金を出すことも必要である。財源は、リサイクルセンターに持ち込まれた資源物の売上金、または地域で回収した資源物の売上金を充当すればできる。江南市、稲沢市などの事例を参考にして欲しい。</p>	<p>衛生委員の活動に限定するのではなく、あらゆる方法での啓発を検討することが必要だと考えます。また、ごみの適正処理・処分に係る研修につきましては、衛生委員に限らず必要だと考えますので、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針1 発生抑制の行動促進 施策Ⅴ 環境教育の実施」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。</p>	C
	57	<p>市民との合意で予算執行を抑えることも視野に入れて欲しい。資源物収集に月2回から月1回にできるものもあると思う。びん・缶や布類など、市民アンケート調査の結果でできるか判断が必要ですが、市民に財源の節約を訴えることも必要です。このことを実施している自治体も出てきていますので、行政での検討を願います。</p>	<p>ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策Ⅲ-① 現在の資源回収体制の見直し 及び 基本方針3 適正処理体制の確保 施策Ⅲ-② 適正かつ効率的な収集運搬体制の構築」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。</p>	C

	58	69 頁に及ぶ一般廃棄物処理基本計画(案)の中で1、43、50、53 ページで、プラスチックゴミ類の循環化、分別化、資源等がうたわれている。これを早急に実行に移し、このゴミが新たに製品になったという事を、市民の前に紹介するプロジェクトを組んで欲しい。	ご意見につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針2 リサイクルの推進 施策 I-①ごみ分別に係る積極的な情報発信」に係る具体的な取り組みを進める際の参考にいたします。	C
	59	<p>テレビ番組で、スウェーデンでのゴミ処理事例を取り上げていた。7 区分に分別、ゴミの 99%が回収されており、1%が埋め立てられており、年間 100 億円以上を稼ぎ出すごみ処理事業だそうだ。ゴミ処理事業と下水処理事業は、廃棄物処理という静脈的の事業と呼ばれる。該計画案によれば、「SDG's 達成」や「ゴミ排出量削減、資源ゴミの分別・資源化」などを記載している。これに長期的、大局的な視点を加えることを提案したい。① ゴミ処理事業(ゴミ分別→ゴミ袋詰め・回収→焼却→残渣埋立)を一気通貫に見て、給排水事業並みの事業会計(P/L、BS 表やキャッシュフロー計算書)で評価する。② 該計画書の実施報告書や次の計画書には企業会計を織り込んだものにする。定量的な事業評価をすることで、事業的目標設定やその達成度検証も明らかになるメリットもある。ごみ処理事業はスウェーデン並みの稼ぎの出せる収益事業になる“ポテンシャル”があると予測する。</p> <p>瀬戸市の一般廃棄物には、「固形状のもの」と「液状のもの」がある。「固形状のもの」には、家庭系ごみ、塵芥類、生ごみなどがあり、「液状のもの」には、生活排水・雑用水などがある。一方は一般廃棄物処理法、他方は生活排水処理法にて別々に処理されてきている。</p> <p>一般廃棄物(ゴミ)処理事業と下水処理事業の廃棄物処理という静脈的の事業を一体化した具体策を述べる視点を加えるよう提案したい。</p> <p>① 家庭系ごみ、特に生ごみを裁断、粉碎化して、下水処理に回す提案です。生ごみ処理法として、各種検討されているが、卓越した方策はないと聞いている。</p> <p>② 家庭用ミキサーやジューサーミキサーを転用して、生ごみを裁断、粉碎化して、水洗トイレに流す。これには現行法上の課題に加えて、水洗トイレ普及率にもよる</p>	<p>企業会計での評価につきましては、一般廃棄物の処理・処分の事業は、採算性の視点よりも公衆衛生を維持することが優先される事業であると認識しております。また、生ごみの処理方法につきましては、生ごみの発生量そのものを減らす発生抑制・リサイクルの視点が重要だと考えております。ご提案の内容につきましては、「第3章:ごみ処理基本計画 第5節:目標達成に向けた施策 基本方針3 適正処理体制の確保 施策V 先進事例の情報収集、調査、研究」に係る情報のひとつとして承ります。なお、スウェーデンのごみ処理は日本と同様に焼却法であり、リサイクル率 50%程度を実現しているとのことで、今後の改善の参考にいたします。</p>	C

		<p>が、し尿固形分より生ごみ発生量は少ないと予想されるので、実現性はあると思う。</p> <p>尚、友人からの話であるが、米国の中小都市では、台所シンクに“Disposer”付けて、生ごみを排水系に流している。大局的、長期的視点から検討して欲しい。</p> <p>過去の慣例に準じた“コピペ内容”の羅列とも思える定性的評価に加え、本年度の市長や自治会連合会会長の年頭挨拶にあるように、市政 100 年を迎える愛知県で市政の先輩として、瀬戸が率先して「一般廃棄物処理基本計画」の新基軸を発表して欲しいものだ。</p>		
60	<p>標題および内容に出てくる元号表記を西暦表記にし、分かり易くして欲しい。</p>	<p>年号につきましては、本文は和暦と西暦を併記しています。標題は和暦のみの記載であるため、西暦を追記します。</p>	A	
61	<p>本計画には、市民意見に関する記載がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル向上の為、分別種類を増やし市民が対応する。市は指導と啓発活動 ・ゴミの量が多いので、市民に寿命は短いものは買わないように依頼(啓発活動) ・依頼をしても変わらないので、料金上げます(罰) <p>との資料に感じ、市民負担増のみの記載が目立つ。この内容で、高齢化が進む瀬戸市に若者が来てくれるのか不安に感じた。</p>	<p>本計画で掲げる目標を達成するためには、市民・事業者・行政が一丸となってそれぞれの役割に応じてごみ減量、資源化に取り組むことが重要だと考え、第2章 基本理念及び基本方針 第1節 基本理念にその考えを盛り込んでおります。</p>	B	
62	<p>尾張東部衛生組合のごみ処理施設更新に際して考えなければならないのは、減量化施策の確実な施行を可能にするための施設内の整備対応を確実に実行する必要がある。更新施設を単なる焼却主体の機能から、廃棄された資源などが再利用可能な施策に展開するための施設整備を実施することが求められる。このためには、多くの市民が参加する場を確保し、誰でも手軽に再生実施が可能なスペースを確保し、巨大に都市機能再生が可能になるような公園施設として整備することが望ましい。</p>	<p>ごみ処理施設の更新に係る具体的な施策につきましては、尾張東部衛生組合、瀬戸市、尾張旭市、長久手市で検討するものとなります。ご意見のとおり、脱炭素化に向けては資源循環を基本とする新たな処理方法の導入が望まれますので、施設の更新に当たっては、できる限り資源循環や脱炭素に対して配慮が必要であると考えます。</p>	D	